

# 松本市の

## 男女共同参画に関する苦情や意見は？

市民のみなさんからの男女共同参画に関する苦情等の申出については、松本市男女共同参画推進委員会が必要な調査を行い、市は委員会の意見に基づき適切な処理を行います。

### どのようなことを申し出ることができますか？

- ・ 市が実施する男女共同参画の取り組みについて意見や要望がある。
- ・ 市が行っている取り組みの中で男女共同参画の推進を阻むと思われるので、改善を求めたいとき。  
たとえば、
  - 市が発行する出版物の女性がエプロンをかけており、固定的な役割を連想させることについて
  - 勤労者対象の制度にも関わらず、男性をイメージする言葉が使われていることについて
  - 審議会委員等の女性の比率を上げることについて
  - 女性救済の自立支援策が不十分であることについて 等・・・

### ただし、次の事項は申し出ることができません。

- ・ 判決、裁決等により確定したもの
- ・ 裁判所に係争中のもの
- ・ 行政庁へ不服申立てのもの
- ・ 監査委員に住民監査請求中のもの
- ・ 議会に請願又は陳情を行っているもの
- ・ 専ら私人間の紛争に係るもの
- ・ 苦情処理員が既に処理したもの
- ・ その他市長が苦情処理が適当でないと認めるもの

### 誰でも申し出られますか？

市内に在住・在勤・在学している者

### 申し出はどうするの？

「松本市男女共同参画施策苦情等申出書」は、市のホームページにも掲載してありますので、必要事項を記入して、下記まで提出してください。

松本市 住民自治局 人権共生課

〒390-0811

松本市中央1丁目18-1 Mウイング3階

電話 0263-39-1105

メール [kyousei@city.matsumoto.lg.jp](mailto:kyousei@city.matsumoto.lg.jp)